

住民基本台帳カードが

便利になりました

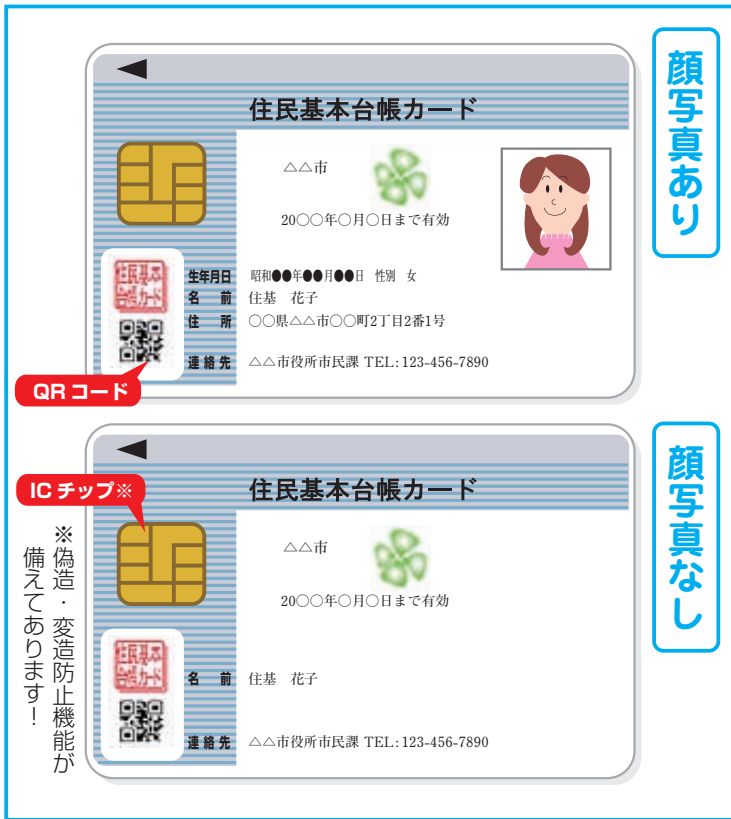
7月1日から
無料交付!

住民基本台帳カードは、『顔写真あり』と『顔写真なし』の2種類があり、主に身分証明書として利用されてきました。今回、市民サービスの向上と、カードの普及を目的として無料で交付し、各種証明書の取得などに利用できるようになりましたので、お知らせします。

新しい住民基本台帳カード

顔写真あり

顔写真なし



『顔写真あり』の住民基本台帳カードは、運転免許証やパスポートと同様に公的な身分証明書として使うことができます。また、『顔写真あり』、『顔写真なし』の住民基本台帳カードとも、パソコンからの確定申告などに必要な公的個人認証サービスの電子証明書を取得することもできます（平日のみ）。

無料
交付手数料500円が無料に!

●無料交付期間

7月1日～平成24年3月31日

7月1日以前に住民基本台帳カードを作成した人には、市民課で取り扱う証明書などに使用できる交付券（500円分）を交付します。

※交付券500円分を利用して新しいカードに更新することもできます。

※紛失、焼失、破損、盗難などによる再交付手数料は有料です（500円）。

便利
利用目的がふえて便利に!

市は10月1日から各種証明書の自動交付機を導入します（詳しくは、広報ふじ8月20日号でお知らせします）。

これにより、住民基本台帳カードを使って、土・日曜日、祝休日、夜間も各種証明書が取得できるようになります。また、市立図書館利用者カードとして利用もできます。

●自動交付機で取得できる証明書

①住民票の写し

②戸籍の全部事項証明（謄本）

③戸籍の一部事項証明（抄本）

③印鑑証明書

※カードを申請する際に、①～③の各種証明書交付などのサービスの中から、利用を希望するものだけを選択することができます。

申請
交付申請するには?

●申請できる人

・本人または法定代理人（親権者や成年後見人）

・富士市に住民登録している人

※代理人による申請はできません。

●持ち物

①本人確認できるもの

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、そのほか官公署発行の顔写真つき身分証明書・許可書 のうちどれか1点（期限切れのものは不可）
※本人確認できるものがない場合、郵便で本人確認を行いますので、交付までに数日かかります。

②顔写真1枚

〈顔写真の条件〉

- ・縦40ミリ×横30ミリのもの
- ・6か月以内に撮影したもの
- ・無帽、無背景、正面向きのもの
- ・色つきメガネ（目が隠れているもの）は不可
- ・白黒、カラーどちらでも可

※顔写真なしの住民基本台帳カードを交付申請する場合、顔写真は不要です。

●申請場所・時間

市民課（市役所2階）

月～金曜日 8時30分～17時
毎月第1日曜日 9時～16時
（祝休日、1月の第1日曜日及び年末年始を除く）

問い合わせ 市民課 お客様担当

☎(55)2747 図(53)3064